

## 八戸市公契約制度研究会議開催要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件の確保を目的とする公契約制度の構築について関係者等で意見交換を行うため、八戸市公契約制度研究会議（以下「会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 会議は、次に掲げる委員10人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 労働者団体から推薦された者
- (3) 事業者団体から推薦された者
- (4) その他市長が必要と認める者

### (会議の開催)

第3条 会議は随時開催する。

### (会議の運営)

第4条 会議の議事進行は、契約検査課長（以下「課長」という。）が行う。

- 2 課長は、意見交換に係る円滑な進行を図るため、委員の中から適任と認められる者を座長に指名することができる。
- 3 会議は、原則公開とする。

### (庶務)

第5条 会議の庶務は、契約検査課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月25日から施行する。